

薬生食輸発1222第1号
令和3年12月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産もろこし(こうりやん等)のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年12月17日付け薬生食輸発1217第3号)により通知したところである。

今般、中国産もろこし(こうりやん等)のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
もろこし(こう りやん等)	-	総アフラトキ シン(アフラ トキシンB ₁ 、 B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の 総和)	別表2 による こと。	平成23年8月16 日付 け食安発 0816第2号「総ア フラトキシンの 試験法につい て」によること。	総アフラトキシンが 10 μg/kgを超えて付 着しているおそれが あるため。

を削除する。